

様式第3号

沖縄県土木建築部公告中第 103 号

{ 簡易公募 } 型総合評価落札方式 { 標準型 }
{ 簡易型 } に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

令和3年3月8日

沖縄県中部土木事務所
所長 謝花 勉

1 業務概要

- (1) 業務名 海岸事業現場技術業務委託 (R3-1)
- (2) 履行場所 中部土木事務所管内
- (3) 業務内容 現場技術業務 一式、対象工事 3件 (予定)
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和4年3月31日 まで
- (5) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
- (6) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。
- (7) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 参加者に共通して求める要件（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
 - イ 沖縄県土木建築部の令和元・2年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録名簿に、業種区分：土木関係建設コンサルタント（沖縄県）、登録業種：「港湾及び空港」、「道路」、「鋼構造物及びコンクリート」、「施工計画施工設備及び積算」のいずれかに登録された者で、かつ令和3・4年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、業種区分：土木関係建設コンサルタント（沖縄県）、登録業種：「河川砂防及び海岸・海洋」、「施工計画施工設備及び積算」のいずれかに登録見込みの者であること。
※沖縄県における令和3・4年度の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書を受理されていない場合も参加表明書を提出することができるが、参加資格のある者として選定されるためには、参加表明書の提出期限日において当該申請書を受理されていない場合、参加資格者名簿に登録されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

②親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員

である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第34条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

キ 沖縄県内に、**本店**があること。

ク 実施方針が適正であること。

(2) 実績及び管理技術者等の要件

ア 企業に関する要件

(ア) 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、**平成22年度以降**から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務**1件**以上の実績を有さなければならない。

a 同種業務：**海岸の堤防又は海岸の護岸工事に関する現場技術業務**

b 類似業務：**海岸工事に関する現場技術業務**

（同種業務、類似業務とも国・都道府県・政令指定都市、市町村、各整備機構、高速道路株式会社等の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、業務成績評定制度のない発注機関における業務実績は、この限りでない。

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であり

(ア) 管理技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門：選択科目を建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3] 技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4] R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5] 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 担当技術者は下記のいずれかの資格を有する者

[1] 技術士(総合技術監理部門：選択科目を建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2] 技術士(建設部門)で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っている者。

[3] 技術士(建設部門)で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法による登録を行っている場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ本業務に該当する部門(技術士制度における技術部門で建設部門)に4年以上従事している者。

[4] R C C Mの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5] 一級土木施工管理技士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成22年度以降に完了した業務において、2.(2)ア(イ)a若しくはbの実績を1件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、令和3年3月8日現在(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

3 入札参加者を指名するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定

ア 落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ウ 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、次の条件を契約の条件とする。

管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合、手持ち業務量の制限を行う。

通常、4億、10件を2億、5件へ変更する。

エ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

オ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和3年3月8日(月)から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】<https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

ウ 問い合わせ先 公告文16(10)のとおり

(2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書及び確認資料等を提出しなければならない。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 令和3年3月8日(月)から令和3年3月15日(月)まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

(ウ) 提出方法等 原則、郵送(配達を確認できる方法にて郵送すること)とし、提出期限内必着とする。やむを得ず持参する場合は、事前に連絡をすること。

また、電子入札対応業者は、郵送(持参)による提出とあわせて、電子入札システムにおいても参加表明書(別記様式-1のみでよい)を提出すること。

(エ) 提出部数 1部

(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
中部合同庁舎 3階
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

イ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

ウ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

エ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

電子入札システム又は、郵便等をもって令和3年3月23日（火）を予定する。

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 期 間 令和3年3月23日（火）から令和3年4月7日（水）まで

(イ) 受付時間 休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

(ウ) 提出方法等 原則、郵送（配達を確認できる方法にて郵送すること）とし、提出期限内必着とする。やむを得ず持参する場合は、事前に連絡をすること。

(エ) 提出部数 1部

(オ) 提出先 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号
中部合同庁舎 3階
沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班
電話番号 098-894-6510

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・業務フロー、工程表

業務の実施方針、業務フロー、工程表について簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

(イ) 評価テーマ

入札説明書1業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

オ 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

(4) 入札手続

ア 電子入札

本業務は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。

なお、電子入札に関する事項については、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

イ 紙入札

紙入札への移行を希望する場合は、速やかに7-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で、「沖縄県電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日時までに経ること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html>

・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第4号)

・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」(様式第3号)

【沖縄県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index.html>

ウ 電子入札システムによる場合の期日

入札書提出開始日時：令和3年4月13日(火) 9時00分

入札書提出締切日時：令和3年4月13日(火) 15時00分

エ 紙入札による場合の期日

持参日時：令和3年4月14日(水) 10時20分

持参場所：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

中部合同庁舎 3階

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

※指名通知書の写しを持参すること。

オ 開札日時：令和3年4月14日(水) 10時30分 電子入札システムにより開札

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

7 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部中部土木事務所より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に土木建築部中部土木事務所より連絡する。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

9 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

10 参加表明書等の内容の変更について

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

11 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

12 支払条件

前金払 なし

部分払 既済部分に対し、履行期間中に2ヶ月に1回を超えない範囲

13 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文5(1)ウ(ア)の場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を原則、郵送（配達を確認できる方法にて郵送すること）により提出することとし、提出期限内必着とする。やむを得ず持参する場合は、事前に連絡をすること。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

14 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班
受付時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班
電話番号 098-866-2374

15 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

16 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

ホームページ <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

(7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2374

沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

(8) 次のホームページにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。

・沖縄県電子入札ポータルサイト

<http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidpotal/index.html>

(9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

・競争参加資格確認申請書受付票

・競争参加資格確認結果通知書

・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

- ・ 辞退届受付票
- ・ 日時変更通知書
- ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 入札書受付票
- ・ 入札締切通知書
- ・ 再入札通知書
- ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・ 落札者決定通知書
- ・ 決定通知書
- ・ 保留通知書
- ・ 取止め通知書

(10) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係： 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

中部合同庁舎 3階

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 庶務班

電話番号 098-894-6510

イ 応募調書資料関係：

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

中部合同庁舎 3階

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 港湾海岸砂防班

電話番号 098-894-6520

ウ 設計図書関係：

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1丁目6番34号

中部合同庁舎 3階

沖縄県土木建築部 中部土木事務所 港湾海岸砂防班

電話番号 098-894-6520

(11) 入札の延期又は中止について

・ 本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越（翌債）手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

・ 本手続きは、県議会における次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、予算の次年度予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

(12) 詳細は入札説明書による。